

公益財団法人兵庫県スポーツ協会傍聴内規

(趣旨)

第1条 この内規は、公益財団法人兵庫県スポーツ協会の理事会及び評議員会(以下、「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会の7日前までに別に定める様式を記入し、当該様式をメール又は書面で事務局へ提出し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が傍聴席の定員を超える場合は、抽選により、傍聴券の交付を受ける者を定める。

3 傍聴券の交付を受けた者は、係員に当該傍聴券を示し、その指示に従わなければならぬ。

4 前3項の規定にかかわらず、報道関係者で理事長が特に認めるものは、会議を傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（ただし、理事長の許可を得た者を除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帶びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議事に批判を加え、又は賛否を表明する行為を行わないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 議長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、その者に対して退場を命ずることができる。

(傍聴人の退場)

第5条 議長が退場を命じたときは、傍聴人は直ちに退場しなければならない。

(補則)

第6条 この内規の改廃、実施について必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1. この内規は、令和5年7月19日から施行する。